

《後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用推進について》

厚生労働省の後発医薬品推進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

2024年度の診療報酬改定に関連して、6月1日より下記の通り加算いたします。

| 加算名称 | 点数 |
|-----------------|-----------------|
| 外来後発医薬品使用体制加算 2 | 7点 (処方1回につき) |

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。